

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 埋設個別 01 R0
提出年月日	2022年4月15日

事業変更許可との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保) 埋設個別 01】の新規作成版である。

目 次

- 1. 概要..... 1
- 2. 事業変更許可との整合性に係る説明..... 1

添付 事業変更許可と廃棄物埋施設保安規定変更内容の整理表

1. 概要

本資料は、廃棄物埋施設保安規定と事業変更許可（令和3年7月21日付け 原規規発第2107212号にて変更許可を受けたもの）との整合性について説明するものである。

2. 事業変更許可との整合性に係る説明

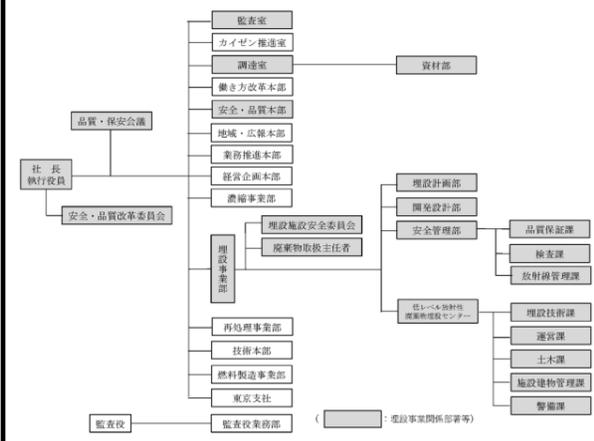
今回の保安規定における各条文について、事業変更許可との整合性を添付に示す。

事業変更許可と廃棄物埋設施設保安規定変更内容の整理表

保安規定変更箇所(職位名称のみの変更箇所は除く。)					事業変更許可(本文)	事業変更許可(添付書類)	説明
第2章 品質マネジメントシステム					(別紙 4) 七、 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ニ 品質マネジメントシステム (2) 品質マネジメントシステムの文書化 (i) 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 a. 品質方針及び品質目標 b. 品質マニュアル c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。) [ページ 94]	添付書類 八 ハ 設計活動に係る品質管理の実績 (5) 本申請における文書及び記録の管理 本申請における設計に係る文書及び記録については、品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。 [ページ 8-6]	左記のとおり事業変更許可申請書に基づき手順書等を定めているため、保安規定の記載と齟齬はない。
表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)							
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項			
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—			
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—			
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—			
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—			
4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—			
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—			
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—			
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—			
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—			
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条			
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条			
		埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条			
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—			
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—			
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—			
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—			
		教育訓練要領	事業部長	第63条			

保安規定変更箇所(職位名称のみの変更箇所は除く。)					事業変更許可(本文)	事業変更許可(添付書類)	説明
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項			
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第10条			
		廃棄物埋設施設施設管理要領	事業部長	第14条、 第16条 第17条、第19条 第20条 、第30条 第32条～第35条			
		廃棄物埋設計画作成要領	事業部長	第15条			
		廃棄物確認要領	事業部長	第17条			
		土木管理要領	事業部長	第19条 第21条 ～第24条 第27条、第28条			
		廃棄物埋設施設施設管理要領	事業部長	第22条～第25条 第47条			
		技術情報管理要領	事業部長	第22条、第65条			
		建物管理要領	事業部長	第22条～第24条			
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第22条、第24条 第31条～第41条 第43条～第49条 第54条、第60条			
		設計管理要領	事業部長	第22条、第23条			
		廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第26条、 第29条			
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第42条			
		輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第49条			
廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第50条の2～第53条 第55条～第61条 第64条、第67条					
廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第29条の2 第65条					

赤字箇所：保安規定変更箇所
 青字箇所：事業変更許可申請書の該当箇所

保安規定変更箇所(職位名称のみの変更箇所は除く。)					事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項			
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第23条			
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—			
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第18条、第25条			
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—			
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—			
第3章 保安管理体制							
第2節 職務							
<p>(職務)</p> <p>第8条 第1項 略</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 事業部長は、埋設施設に係る保安に関する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。</p> <p>(8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可申請における設計に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証部長は、品質保証課長、安全管理課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、安全管理課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。 <u>ただし、第11号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。</u></p> <p>(10) 品質保証課長は、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(11) 安全管理課長は、埋設施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備、自然災害等発生時の体制の整備、非常時等^{※1}の通信連絡手順の整備及び保安教育の総括に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。 <u>※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。</u></p> <p>(12) 検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査を行う。</p> <p>(13) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」という。）は、埋設運営部長及び埋設建設部長を指揮し、埋設運営部長及び埋設建設部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(15) 埋設運営部長は、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長を指揮し、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(16) 埋設業務課長は、廃棄体の記録確認に関する業務を行う。</p> <p>(17) 評価技術課長は、排水監視に関する調査、覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等及び埋設施設の定期的な評価等の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行う。</p> <p>(18) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認、配置、埋設設備への充填材充填、上部ポーラスコンクリート層設置、覆</p>					<p>(別紙4)</p> <p>七、 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>ホ 経営責任者等の責任</p> <p>(5) 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(i) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 [ページ 95]</p>	<p>添付書類 二</p> <p>ハ その他変更後における第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(1) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における廃棄物埋設施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務に関する組織は、添2ハ-第1図のとおりである。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の18第1項の規定に基づく濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定めた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で廃棄物埋設施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>[ページ 2-3]</p>  <p>添2ハ-第1図 組織図</p> <p>2021年2月1日現在</p>	<p>左記のとおり事業変更許可申請書に基づき各職位の業務所掌を定めており、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>なお、添付書類の記載については、今後の事業変更許可申請の際に反映する予定である。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所
 青字箇所：事業変更許可申請書の該当箇所

保安規定変更箇所(職位名称のみの変更箇所は除く。)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
<p>い施工、埋設設備の排水の状況の監視及び埋設保全区域の設定に関する業務を行う。 <u>(19) 保全課長は、施設管理の取りまとめに関する業務を行う。</u></p> <p>(20) 警備課長は、周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。 <u>(21) 埋設建設部長は、建設課長を指揮し、建設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u> <u>(22) 建設課長は、埋設設備の構築、覆土及び周辺監視区域の地下水位の監視に関する業務を行う。</u> <u>(23) 別表1の管理担当課長は、施設の管理に関する業務を行い、係修担当課長は、施設の点検、工事等に関する業務を行う。</u> <u>(24) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</u></p>	<p>(別紙 4) 七、 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 へ 資源の管理 (2) 要員の力量の確保及び教育訓練 (ii) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 [ページ 99、100]</p>	<p>添付書類 二 ハ その他変更後における第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項 (5) 技術者に対する教育及び訓練 (i) 技術者に対しては、廃棄物埋設施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。 a. 社内における研修並びに1号及び2号廃棄物埋設施設における設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育(安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。)を定期的に実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。 (略) (iii) 教育及び訓練の詳細 b. 濃縮・埋設事業所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それらに従って教育を実施する。 [ページ 2-10、11]</p>	
<p>第4節 会議体 第4節 会議体 (品質・保安会議の審議事項、構成等) 第11条 第1項 略 2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4～5 略</p>	<p>(別紙 4) 七、 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ホ 経営責任者等の責任 (5) 責任、権限及びコミュニケーション (iv) 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 [ページ 98]</p>	<p>添付書類 二 ハ その他変更後における第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項 (1) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織 本変更後における廃棄物埋設施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務に関する組織は、添2ハ第1図のとおりである。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第51条の18第1項の規定に基づく濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定めた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で廃棄物埋設施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。 [ページ 2-3]</p> <p>添付書類 二 ハ その他変更後における第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項 (1) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織 また、廃棄物埋設事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点(他事業との整合性等)から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議(副社長(安全担当)が議長)を設置する。 [ページ 2-4]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可申請書に基づき品質・保安会議について定めており、保安規定の記載と齟齬はない。 なお、添付書類の記載については、今後の事業変更許可申請の際に反映する予定である。</p>
<p>第4章 廃棄物埋設管理 (廃棄体の確認) 第17条 <u>埋設業務課長</u>は、埋設する廃棄体が記録により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準(「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「埋設規則」という。))第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。 <u>2 運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</u> <u>3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</u></p>	<p>(別紙 1) 三、 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 1号廃棄物埋設施設 イ 第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの種類 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したもの(以下「廃棄体」という。)の種類は、以下のとおりである。 ・実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉)の運転に伴い発生する放射性廃棄物及び廃棄物埋設施設(以下「本施設」という。)の操業に伴って付随的に発生する放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステルで固型化したものである。 ・実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉)の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物(加圧水型原子炉の一次系の浄化系で使用している液体フィルタを除く)及び本施設の操業に伴って付随的に発生する固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で一体となるように固型化したものである。 廃棄物埋設地には東西方向に5基、南北方向に8基の計40基の埋設設備(東西方向の埋設設備5基を1埋設設備群とし、最北部の埋設設備群から順に1群から8群の構成とする。)を設置し、放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステルで固型化したもの(以下「均質・均一固化体」という。)は、1群から6群までの埋設設備30基及び8群の埋設設備1基</p>	<p>添付書類 六 (1号廃棄物埋設施設) ハ 廃棄物埋設 (1) 埋設する廃棄体 (i) 均質・均一固化体 均質・均一固化体は、「事業規則」別表第一の放射能濃度を超えないものであって、同規則第八条第1項第二号及び第2項に定められた廃棄物に該当するものであり、本施設における受入れ上の要件も踏まえ、以下の仕様を満たすものである。 [ページ 6(1)-10] (ii) 充填固化体 充填固化体は、「事業規則」別表第一の放射能濃度を超えないものであって、同規則第八条第1項第二号及び第2項に定められた廃棄物に該当するものであり、1号廃棄物埋設施設における受入れ上の要件も踏まえ、以下の仕様を満たすものである⁰⁾。 [ページ 6(1)-12]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可申請書に基づき、埋設する廃棄体の受入基準を定めており、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所
 青字箇所：事業変更許可申請書の該当箇所

保安規定変更箇所(職位名称のみの変更箇所は除く。)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
	<p>に、固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で一体となるように固型化したもの(以下「充填固化体」という。)は、7群の埋設設備5基及び8群の埋設設備4基に埋設する。充填固化体のうち、均質・均一固化体として製作したセメント固化体の破砕物の充填固化体(以下「セメント破砕物充填固化体」という。)は、8群の埋設設備4基のうち1基に埋設する。 これらの放射性廃棄物は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「事業規則」という。)別表第一の放射能濃度を超えないものであって、同規則第八条第1項第二号及び第2項に定められた廃棄物に該当するものであり、以下の仕様を満たすものである。 [ページ 3]</p> <p>(別紙 2) 三、 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 2号廃棄物埋設施設 イ 第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの種類 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したもの(以下「廃棄体」という。)の種類は、実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉、加圧水型原子炉及び黒鉛減速ガス冷却炉)の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物(加圧水型原子炉の一次系の浄化系で使用している液体フィルタを除く)及び廃棄物埋設施設(以下「本施設」という。)の操業に伴って付随的に発生する固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で一体となるように固型化したものである。 廃棄物埋設地には東西方向に4基、南北方向に4基の計16基の埋設設備(東西方向の埋設設備2基を1埋設設備群とし、最北西部の埋設設備群から順に1群から8群の構成とする。)を設置する。黒鉛減速ガス冷却炉の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物は、3群に埋設する。 これらの放射性廃棄物は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「事業規則」という。)別表第一の放射能濃度を超えないものであって、同規則第八条第1項第二号及び第2項に定められた廃棄物に該当するものであり、以下の仕様を満たすものである。 [ページ 50]</p> <p>(別紙 3) 三、 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 3号廃棄物埋設施設 イ 第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したものの種類 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したもの(以下「廃棄体」という。)の種類は、実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉)の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物及び廃棄物埋設施設(以下「本施設」という。)の操業に伴って付随的に発生する固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で一体となるように固型化したものである。 これらの放射性廃棄物は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「事業規則」という。)別表第一の放射能濃度を超えないものであって、同規則第八条第1項第二号及び第2項に定められた廃棄物に該当するものであり、以下の仕様を満たすものである。 [ページ 71]</p>	<p>(2号廃棄物埋設施設) ハ 廃棄物埋設 (1) 埋設する廃棄体 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したもの(以下「廃棄体」という。)の種類は、実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉、加圧水型原子炉及び黒鉛減速ガス冷却炉)の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物(加圧水型原子炉の一次系の浄化系で使用している液体フィルタを除く)及び本施設の操業に伴って付随的に発生する固体状の放射性廃棄物で、セメント系充填材で一体となるように固型化したものである。固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で一体となるように固型化したものを「充填固化体」という。 廃棄物埋設地には東西方向に4基、南北方向に4基の計16基の埋設設備(東西方向の埋設設備2基を1埋設設備群とし、最北西部の埋設設備群から順に1群から8群の構成とする。)を設置する。黒鉛減速ガス冷却炉の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物は3群に埋設する。 これらの放射性廃棄物は、「事業規則」別表第一の放射能濃度を超えないものであって、同規則第八条第1項第二号及び第2項に定められた廃棄物に該当するものであり、本施設における受入れ上の要件も踏まえ、以下の仕様を満たすものである^U。 [ページ 6(2)-3]</p> <p>(3号廃棄物埋設施設) ハ 廃棄物埋設 (1) 埋設する廃棄体 廃棄物埋設を行う放射性廃棄物で容器に固型化したもの(以下「廃棄体」という。)の種類は、実用発電用原子炉(沸騰水型原子炉及び加圧水型原子炉)の運転に伴い発生する固体状の放射性廃棄物及び本施設の操業に伴って付随的に発生する固体状の放射性廃棄物で、セメント系充填材で一体となるように固型化したものである。固体状の放射性廃棄物をセメント系充填材で一体となるように固型化したものを「充填固化体」という。 これらの放射性廃棄物は、「事業規則」別表第一の放射能濃度を超えないものであって、同規則第八条第1項第二号及び第2項に定められた廃棄物に該当するものであり、本施設における受入れ上の要件も踏まえ、以下の仕様を満たすものである^U。 [ページ 6(3)-3]</p>	
<p>(廃棄体の定置) 第19条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。 2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。 3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。 4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第6条第1項第1号、第2号及び第6号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(4) 略</p>	<p>(別紙 1) 三、 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 1号廃棄物埋設施設 ヌ 廃棄の方法 (1) 廃棄物埋設の方法の概要 (i) 廃棄体定置 排水等の必要な措置を行った埋設設備の区画内に、外部放射線に係る線量の低減を考慮しながら廃棄体を定置する。定置に当たり、雨水等の浸入を防止し、埋設設備の点検を行う。 [ページ 41]</p>	<p>添付書類 六 (1号廃棄物埋設施設) ハ 廃棄物埋設 (3) 廃棄物埋設の方法 (i) 廃棄体定置 廃棄体は、管理建屋から廃棄物埋設地に構内廃棄体輸送車両により運搬する。廃棄体の定置前には、廃棄体を定置しようとする埋設設備の区画内の排水、危険物等の有無の確認を行う。廃棄体は、埋設設備の区画内に、専用の吊具を取り付けた埋設クレーンにより、8本を取扱単位として定置する。定置は、積積み方式とし、1区画当たり8行、5列、8段積みの計320本を標準的な1日作業単位とする。 廃棄体の定置に当たっては、放射能濃度に極端な片寄りがないよう、以下のとおりとする。</p>	<p>左記のとおり事業変更許可申請書において、排水等の必要な措置を行った上で廃棄体を定置することを記載しており、保安規定において排水等の必要な措置について定めているものであり、保安規定の記載と齟齬がない。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所
 青字箇所：事業変更許可申請書の該当箇所

保安規定変更箇所(職位名称のみの変更箇所は除く。)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
	<p>(別紙 2) 三、 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 2号廃棄物埋設施設 又 廃棄の方法 1号廃棄物埋設施設の「四、 又 廃棄の方法」に同じ。 [ページ 66]</p> <p>(別紙 3) 三、 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量 3号廃棄物埋設施設 又 廃棄の方法 1号廃棄物埋設施設の「四、 又 廃棄の方法」に同じ。 [ページ 87]</p>	<p>・1群から6群までは、埋設設備1群ごとの放射線量が1群から6群までの区画別放射線量の1/6倍を超えないこと、かつ埋設設備1基ごとの放射線量が1群から6群までの区画別放射線量の2/30倍を超えないように設置する。 ・7, 8群のうち、充填固化体(セメント破砕物充填固化体を除く)を埋設する埋設設備は、埋設設備1群ごとの放射線量が7, 8群の区画別放射線量の7群は5/8倍、8群は3/8倍を超えないこと、かつ埋設設備1基ごとの放射線量が7, 8群の区画別放射線量の2/8倍を超えないように設置する。 ・均質・均一固化体を埋設する埋設設備については、セメント以外で固化した廃棄物が集中しないよう、セメント以外で固化した廃棄物が、1群から5群までは埋設設備1群ごとに20%を超えないよう、かつ埋設設備1基ごとに40%を超えないよう、6群全体では40%を超えないよう設置する。 ・埋設設備の最上段(8段目)及び北側側面に設置する廃棄物は、公衆及び放射線業務従事者の放射線防護の観点から表面線量当量率が2mSv/hを超えないものとする。 また、以下の措置を講ずる。 ・埋設設備区画内への雨水等の浸入を防止するとともに外周仕切設備、内部仕切設備等の点検を随時行う。 ・爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質及びその他の危険物は埋設しない。 ・廃棄体定置後は速やかにコンクリート仮蓋を設置する。 [ページ 6(1)-15]</p> <p>(2号廃棄物埋設施設) ハ 廃棄物埋設 (3) 廃棄物埋設の方法 (i) 廃棄体定置 廃棄体は、管理建屋から廃棄物埋設地に構内廃棄体輸送車両により運搬する。廃棄体の定置前には、廃棄体を定置しようとする埋設設備の区画内の排水、危険物等の有無の確認を行う。廃棄体は、埋設設備の区画内に、専用の吊具を取り付けた埋設クレーンにより、8本を取扱単位として定置する。定置は、俵積み方式とし、1区画当たり8行、5列、9段積みの計360本を標準的な1日作業単位とする。 廃棄体の定置に当たっては、放射能濃度に極端な片寄りがなく、埋設設備1基ごとの放射線量が総放射線量の2/16倍を超えないこと、かつ東西方向埋設設備2群ごとの放射線量が総放射線量の1/4倍を超えないように設置する。埋設設備の最上段(9段目)に定置する廃棄体は、公衆及び放射線業務従事者の放射線防護の観点から表面線量当量率が2mSv/hを超えないものとする。 また、以下の措置を講ずる。 ・埋設設備区画内への雨水等の浸入を防止するとともに外周仕切設備、内部仕切設備等の点検を随時行う。 ・爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質及びその他の危険物は埋設しない。 ・廃棄体定置後は速やかにコンクリート仮蓋を設置する。 [ページ 6(2)-5]</p> <p>(3号廃棄物埋設施設) ハ 廃棄物埋設 (3) 廃棄物埋設の方法 (i) 廃棄体定置 廃棄体は、管理建屋から廃棄物埋設地に構内廃棄体輸送車両により運搬する。廃棄体の定置前には、廃棄体を定置しようとする埋設設備の区画内の排水、危険物等の有無の確認を行う。廃棄体は、埋設設備の区画内に、専用の吊具を取り付けた埋設クレーンにより、8本を取扱単位として定置する。定置は、俵積み方式とし、1区画当たり8行、5列、10段積みの計400本を標準的な1日作業単位とする。 廃棄体の定置に当たっては、放射能濃度に極端な片寄りがなく、埋設設備1基ごとの放射線量が総放射線量の2/8倍を超えないこと、かつ東西方向埋設設備2基ごとの放射線量が総放射線量の1/4倍を超えないように設置する。埋設設備の最上段(10段目)に定置する廃棄体は、公衆及び放射線業務従事者の放射線防護の観点から表面線量当量率が0.3mSv/hを超えないものとする。埋設設備の外周仕切設備の近傍に定置する廃棄体は、表面線量当量率が2mSv/hを超えないものとする。 また、以下の措置を講ずる。 ・埋設設備区画内への雨水等の浸入を防止するとともに外周仕切設備、内部仕切設備等の点検を随時行う。 ・爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質及びその他の危険物は埋設しない。 ・廃棄体定置後は速やかにコンクリート仮蓋を設置する。</p>	

赤字箇所：保安規定変更箇所
 青字箇所：事業変更許可申請書の該当箇所

保安規定変更箇所(職位名称のみの変更箇所は除く。)	事業変更許可 (本文)	事業変更許可 (添付書類)	説明
		[ページ 6(3)-5]	
第9章 非常時等の措置			
第1節 火災及び自然災害等発生時の体制の整備			
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第50条の2 安全管理課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	—	—	<p>第5項に関し、事業変更許可申請書では設計基準事故等は想定していないが、仮に火災により廃棄物埋設施設に重大な影響が生じることを想定して、他施設と同様に施設の停止に相当する内容を規定するものであり、事業変更許可申請書に該当する記載はない。</p>
<p>(自然災害等発生時の体制の整備)</p> <p>第50条の3 安全管理課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	—	—	<p>第5項に関し、事業変更許可申請書では設計基準事故等は想定していないが、仮に火災により廃棄物埋設施設に重大な影響が生じることを想定して、他施設と同様に施設の停止に相当する内容を規定するものであり、事業変更許可申請書に該当する記載はない。</p>
添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（第50条の2及び第50条の3関連）			
<p>1.1～1.3 略</p> <p>1.4 文書の整備</p> <p>安全管理課長は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>(2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。</p> <p>1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。</p> <p>2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。</p> <p>3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。</p> <p>4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。</p> <p>(4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。</p> <p>(5) 3号埋設クレーンに設置するITVカメラにより、火災につながるおそれがある潤滑油の漏えいも発見できるようにすること。</p> <p>(6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>(7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>(8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡を含む）に関すること。</p> <p>(9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>(10) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>(11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>1.5 略</p> <p>1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2～2.5 略</p> <p>2.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡させるとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(別添1)</p> <p>四、 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>1号廃棄物埋設施設</p> <p>ハ 廃棄物埋設施設的一般構造</p> <p>(3) 火災又は爆発の防止に関する構造</p> <p>(ii) 火災等の感知及び消火</p> <p>(略)</p> <p>また、埋設クレーンの電気・計装盤等は、作業時には作業員が近傍にいることにより早期に火災を検知し、消火器により消火を行うことで、他の設備への影響はない。さらに、火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うとともに埋設クレーンに設置したITVカメラにより検知する。</p> <p>[ページ 15]</p> <p>(別添2)</p> <p>四、 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>2号廃棄物埋設施設</p> <p>ハ 廃棄物埋設施設的一般構造</p> <p>1号廃棄物埋設施設の「四、 ハ 廃棄物埋設施設的一般構造」に同じ。</p> <p>[ページ 56]</p> <p>(別添3)</p> <p>四、 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>3号廃棄物埋設施設</p> <p>ハ 廃棄物埋設施設的一般構造</p> <p>1号廃棄物埋設施設の「四、 ハ 廃棄物埋設施設的一般構造」に同じ。</p> <p>[ページ 77]</p>	<p>添付書類 五</p> <p>(1号廃棄物埋設施設)</p> <p>ロ 安全設計</p> <p>(3) 火災又は爆発の防止に関する設計</p> <p>(ii) 火災等の感知及び消火</p> <p>(略)</p> <p>また、埋設クレーンは、作業時には作業員が近傍にいることにより早期に火災の検知を行うことに加えて、以下の対応を行うことにより、火災の感知及び消火対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災につながる可能性がある潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。 火災の感知対策として、3号廃棄物埋設施設の埋設クレーンに設置したITVカメラにより潤滑油の漏えいの確認もできるようにすること。 埋設クレーンには、消火器を設置すること。 <p>[ページ 5(1)～10]</p> <p>(2号廃棄物埋設施設)</p> <p>ロ 安全設計</p> <p>1号廃棄物埋設施設の「ロ 安全設計」に同じ。</p> <p>[ページ 5(2)～2]</p> <p>(3号廃棄物埋設施設)</p> <p>ロ 安全設計</p> <p>1号廃棄物埋設施設の「ロ 安全設計」に同じ。</p> <p>[ページ 5(3)～2]</p>	<p>左記のとおり事業変更許可申請書に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>なお、「1.6および2.6」に関し、事業変更許可申請書では設計基準事故等は想定していないが、仮に火災により廃棄物埋設施設に重大な影響が生じることを想定して、他施設と同様に施設の停止に相当する内容を規定するものであり、事業変更許可申請書に該当する記載はない。</p>